

第35回定時株主総会 招集ご通知

日時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
場所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

○目次

第35回定時株主総会招集ご通知…………… 1

（提供書面）

事業報告

1. 企業集団の現況…………… 3

2. 会社の現況…………… 10

連結計算書類…………… 18

計算書類…………… 29

監査報告書

会計監査人の会計監査報告（連結）… 37

会計監査人の会計監査報告（単体）… 38

監査役会の監査報告（連結・単体）… 39

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金処分の件…………… 41

第2号議案 定款一部変更の件…………… 42

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）9名選任の
件…………… 49

第4号議案 監査等委員である取締役3
名選任の件…………… 52

第5号議案 補欠の監査等委員である取
締役1名選任の件…………… 54

第6号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）の報酬額決
定の件…………… 55

第7号議案 監査等委員である取締役の
報酬額決定の件…………… 56

第8号議案 退任取締役に対する退職慰
労金贈呈の件…………… 57

株主総会会場ご案内図

(証券コード 8935)

平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

株式会社エフ・ジェー・ネクスト

代表取締役社長 肥 田 幸 春

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成27年6月24日（水曜日）午後6時までに**到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号

ヒルトン東京 3階 大和の間

3. 目的事項

報告事項

1. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第8号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fjnext.com>）に掲載させていただきます。  
~~~~~

本株主総会終了後、同会場において経営近況報告会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下2つの方法がございます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を郵送せずに、会場にご持参下さい。（ご捺印は不要です。）

当日ご欠席の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限

平成27年6月24日（水曜日）
午後6時00分到着分まで

当日ご出席の株主の皆様へのお願い

- (1) 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出下さい。
- (2) 当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- (3) 例年開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場下さい。開場時刻は午前9時00分を予定しております。

(提供書面)

事業報告

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種政策の効果を背景に、雇用や所得環境の改善傾向が見られ、緩やかな景気回復基調が継続しておりますが、海外景気の下振れリスクもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

不動産業界におきましては、消費税増税前の駆け込み需要の反動や建築費の上昇等により、平成26年の首都圏におけるマンションの年間供給戸数は前年比20.5%減の4万4,913戸となりましたが（株式会社不動産経済研究所調べ）、契約率は一定の水準を維持しており、不動産市況は底堅く推移しております。

当社グループの主要事業領域である資産運用型分譲マンション市場におきましては、单身者を中心とした首都圏の賃貸需要は底堅く、購入需要についても、安定した収益が期待できる運用商品として認知度が高まり、低金利にも後押しされ、堅調な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、首都圏において、資産運用としての多彩なメリットを提供する「ガーラマンションシリーズ」及びファミリーマンションの自社ブランド「ガーラ・レジデンスシリーズ」の開発・販売の拡大、顧客サポート体制の充実、ブランド力の強化を図ってまいりました。また、中古マンション売買の拡充にも積極的に取り組み、グループ企業価値の向上に全力を尽くしてまいりました。

こうした結果、当連結会計年度は、売上高401億51百万円（前連結会計年度比0.9%減）、営業利益46億38百万円（前連結会計年度比21.9%減）、経常利益46億25百万円（前連結会計年度比21.6%減）、当期純利益29億16百万円（前連結会計年度比24.9%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

不動産開発事業におきましては、自社ブランド「ガーラマンションシリーズ」、「ガーラ・レジデンスシリーズ」を積極的に営業展開するとともに、中古マンション670戸を販売した結果、ワンルームマンション売上高270億99百万円（1,312戸）、ファミリーマンション売上高39億26百万円（101戸）、その他収入56億73百万円となり、不動産開発事業の合計

売上高366億99百万円（前連結会計年度比1.5%減）、セグメント利益37億39百万円（前連結会計年度比27.7%減）となりました。

不動産管理事業は、管理物件の増加等により、売上高17億74百万円（前連結会計年度比2.9%増）、セグメント利益6億77百万円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。

建設事業は、地道な営業活動を続けた結果、売上高11億61百万円（前連結会計年度比11.4%増）、セグメント利益1億64百万円（前連結会計年度比216.8%増）となりました。

旅館事業は、集客が順調に推移し、売上高5億15百万円（前連結会計年度比7.1%増）、セグメント利益42百万円（前連結会計年度比121.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において支出した設備投資の総額は17百万円であります。

③ 資金調達の状況

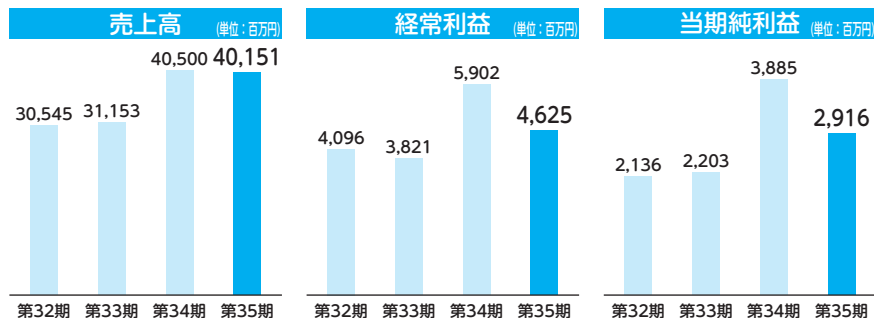
事業用地の取得を主な資金使途として借入を行った結果、当連結会計年度末の借入残高は94億38百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第32期 (平成24年3月期)	第33期 (平成25年3月期)	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	30,545	31,153	40,500	40,151
経常利益(百万円)	4,096	3,821	5,902	4,625
当期純利益(百万円)	2,136	2,203	3,885	2,916
1株当たり 当期純利益 (円)	68.63	70.81	119.14	85.60
総資産(百万円)	31,804	32,443	39,827	44,356
純資産(百万円)	18,134	20,109	25,534	27,708
1株当たり 純資産額 (円)	582.63	646.08	738.52	815.54

(ご参考)

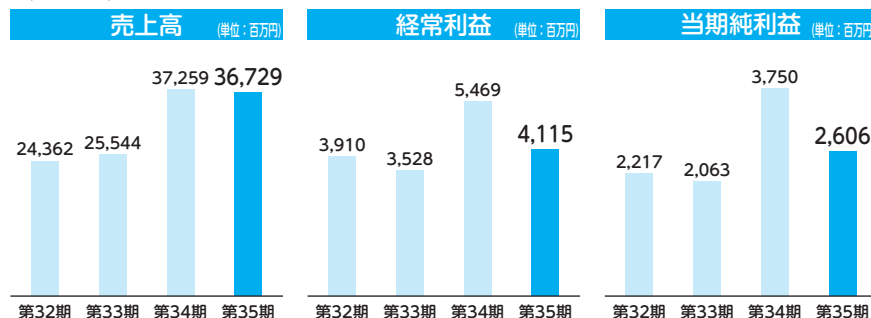


- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は平成25年7月4日開催の取締役会において、平成25年8月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行うことを決議しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第34期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために第33期以前についても百万円単位に組替えて表示しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第32期 (平成24年3月期)	第33期 (平成25年3月期)	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	24,362	25,544	37,259	36,729
経 常 利 益(百万円)	3,910	3,528	5,469	4,115
当 期 純 利 益(百万円)	2,217	2,063	3,750	2,606
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	71.25	66.29	115.01	76.50
総 資 産(百万円)	27,750	27,920	35,485	39,304
純 資 産(百万円)	17,729	19,563	24,854	26,718
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	569.62	628.55	718.85	786.40

(ご参考)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は平成25年7月4日開催の取締役会において、平成25年8月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行うことを決議しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第34期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために第33期以前についても百万円単位に組替えて表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エフ・ジェー・コミュニティ	50百万円	100.0%	不動産賃貸管理・建物管理事業
株式会社レジテックコーポレーション	200	100.0	建築物の設計・施工、当社グループ開発物件検査業務
FJリゾートマネジメント株式会社	33	100.0	旅館事業
株 式 会 社 玉 峰 館	100	100.0	旅館事業
株 式 会 社 ア ラ イ ド ラ イ フ	50	100.0	つなぎ融資等金融サービス

(注) 平成27年3月1日付で、GMOクリック・インベストメント株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。同日開催の同社取締役会及び株主総会決議により、商号を株式会社玉峰館に変更いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である資産運用型分譲マンション市場におきましては、単身者や少人数世帯を中心とした都心への人口移動の継続などを背景に、賃貸、実需ともに底堅い需要が続くものと予想され、資産運用に対する社会的関心が高まるなか、分散投資のひとつとして安定した収益を不動産に求める購入者層の一層の拡大が見込まれております。

用地仕入・開発面では、土地価格及び建築費の上昇が続いていることから、収益性が見極めが一層重要になるものと考えられます。

当社グループは、持続的な成長へ向けて、経営環境の変化を的確に捉えながら、以下の経営課題に取り組んでまいります。

第一に、新規物件を安定的に供給していくため、仕入・開発力の一層の強化を図ってまいります。採算性重視を基本方針として、自社ブランド「ガーラマンションシリーズ」及び「ガーラ・レジデンスシリーズ」の開発用地の継続的・安定的な確保を実現することで、マンション市場における地位を盤石なものにしてまいります。

第二に、お客様の立場やニーズを尊重した販売体制・サービス体制の構築を図ってまいります。販売戸数、管理戸数の伸長に向け、業務システムの最適化と社員教育の充実を進め、お客様から信頼される組織体制を構築してまいります。

第三に、適切なコンプライアンスを遵守した経営を推進してまいります。コーポレートガバナンスの強化、内部統制システムの整備・充実を図り、企業の社会的責任を果たし、すべてのステークホルダーの皆様から優良企業と

評価される企業グループを目指してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、不透明な状況が続くものと予想されますが、以上の経営課題に役員・従業員が一体となってスピードを上げて取り組み、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、主として首都圏を中心に不動産開発事業を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① 不動産開発事業

当社は、主として資産運用を目的としたワンルームマンション「ガーラマンションシリーズ」、ファミリーマンション「ガーラ・レジデンスシリーズ」の企画、開発、分譲、並びに伊豆地域における土地・建物の分譲、販売、仲介業務を行っております。

株式会社アライドライフは、当社顧客へのつなぎ融資等の金融サービスを行っております。

② 不動産管理事業

株式会社エフ・ジェー・コミュニティは、主として当社が分譲したマンションの賃貸・建物管理事業を行っております。

③ 建設事業

株式会社レジテックコーポレーションは、主として建築物の設計、施工、当社グループ開発物件の検査業務を行っております。

④ 旅館事業

FJリゾートマネジメント株式会社は、静岡県伊東市の温泉旅館「伊東遊季亭」及び「伊東遊季亭川奈別邸」の経営を行っております。

また、伊豆エリアにおける旅館事業の業績拡大を目的に、静岡県賀茂郡河津町の温泉旅館「玉峰館」の経営を行うGMOクリック・インベストメント株式会社の全株式を平成27年3月1日付で取得し、同日開催の同社取締役会及び株主総会決議により、商号を株式会社玉峰館に変更いたしました。

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

株式会社エフ・ジェー・ネクスト	本社（東京都新宿区） 横浜営業所（神奈川県横浜市） 伊豆高原支店（静岡県伊東市）
株式会社エフ・ジェー・コミュニティ	本社（東京都新宿区）
株式会社レジテックコーポレーション	本社（東京都新宿区）
FJリゾートマネジメント株式会社	本社（静岡県伊東市）
株式会社玉峰館	本社（静岡県賀茂郡河津町）
株式会社アライドライフ	本社（東京都新宿区）

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比
不動産開発事業	233名	4名増
不動産管理事業	69名	5名増
建設事業	23名	2名増
旅館事業	46名	21名増
合計	371名	32名増

（注） 使用人数には、臨時使用人（期中平均310名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
236名	4名増	32.9歳	8.0年

（注） 使用人数には、臨時使用人（期中平均2名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,137百万円
株式会社三井住友銀行	2,020
株式会社東京都民銀行	1,600

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,861,000株
- ② 発行済株式の総数 34,646,500株
- ③ 株主数 11,983名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
肥 田 幸 春	7,710,800株	22.69%
株 式 会 社 松 濤 投 資 倶 楽 部	4,824,000	14.19
株 式 会 社 エ ム ・ エ ム ・ ヨ ー ク	3,920,000	11.53
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCO UNT	1,070,800	3.15
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ イントリンシツク オ ポチユニテイズ ファンド	1,050,000	3.09
肥 田 真 代	965,840	2.84
クレディ スイス アーゲー チューリツヒ エ ーアイエフ ファンズ	829,700	2.44
エ フ ・ ジ ェ ー 社 員 持 株 会	652,380	1.92
肥 田 葉 子	648,000	1.90
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	337,400	0.99

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	肥 田 幸 春	FJリゾートマネジメント株式会社 代表取締役社長 株式会社玉峰館代表取締役社長
専 務 取 締 役	畑 尾 幸 憲	株式会社エフ・ジェー・コミュニティ 代表取締役社長
専 務 取 締 役	益 子 重 男	営業本部長兼コンサルティング事業部長
取 締 役	伊 藤 康 雄	営業推進部長
取 締 役	田 中 貴 久	レジデンス事業部長
取 締 役	加 藤 祐 司	開発事業部長
取 締 役	永 井 敦	株式会社レジテックコーポレーション 代表取締役社長
取 締 役	小 池 一 朗	管理本部長兼総務部長
取 締 役	對 馬 徹	第1営業部長
常 勤 監 査 役	大 島 洋 二	
監 査 役	鈴 木 清	鈴木公認会計士事務所所長、公認会計士・税理士、日栄工業株式会社社外取締役、株式会社デイスカバリー代表取締役
監 査 役	高 場 大 介	高場法律事務所 弁護士、緑産業株式会社監査役

- (注) 1. 監査役鈴木清氏及び監査役高場大介氏は、社外監査役であります。
2. 監査役鈴木清氏は、公認会計士及び税理士有資格者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役高場大介氏は、弁護士有資格者であり、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役鈴木清氏及び監査役高場大介氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取（うち社外）取締役	9名 (-)	325百万円 (-)
監（うち社外）監査役	3 (2)	17 (10)
合 計	12 (2)	343 (10)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月25日開催の第23回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、昭和62年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額37百万円（取締役9名に対し36百万円、監査役1名に対し0百万円）が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役鈴木清氏は、鈴木公認会計士事務所の所長及び株式会社ディスカバリーの代表取締役を兼務しておりますが、当社と同事務所及び同社との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役高場大介氏は、高場法律事務所の弁護士を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役鈴木清氏は、日栄工業株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 鈴木 清	19回	95%	12回	100%
監査役 高 場 大 介	19	95	11	92

- ・ 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役鈴木清氏は、主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役高場大介氏は、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことが相当でないとは考えておりません。当社はこれまで、経営の意思決定機能と業務執行の管理監督機能とを有する取締役会に対し、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能を確保するための体制として、社外監査役2名による監査が実施されることにより十分と考えつつも経営監視機能の更なる充実に向け、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいりました。とりわけ当社の事業特性等を勘案しますと、当社の事業特性等を十分に理解しない者を社外取締役とした場合、当社の機動的かつ効率的経営に資さない可能性もあり得ると考えております。

そのような見地より、適任者の選定を行ってまいりましたが、当事業年度においては、適任者を見つけるには至らず、結果的に社外取締役を置いておりません。当社としては、当社の経営陣からの独立性を有しつつも当社の事業特性等への理解を有する現在の社外監査役に、社外取締役として機能していただくことが最良と考え、その方法を検討してまいりました結果、今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することとし、現在の社外監査役を、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任することを本総会にお諮りする運びとなりました。何卒事情をご賢察のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 代表取締役直轄部門として内部監査室が内部監査を所管し、監査役との連携のもと年間計画に基づき定期的に業務監査を行い、各部署が法令、定款、内部規程に照らし適正かつ円滑に職務執行されているかを代表取締役 に報告するとともに、適切かつ有効な指導を行うこととする。
 - ・ コンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、コンプライアンス全体を統括する会社組織として「コンプライアンス委員会」を設置する。当委員会は、社長を委員長とし取締役及び部長以上の役職者から構成し会社全体として法令遵守に取り組むこととする。
 - ・ 社内におけるコンプライアンス違反行為の内部通報制度を設け、直接、コンプライアンスに関する相談及び通報するために複数窓口を設置する。なお、通報者に対して不利益を及ぼさないこととする。
 - ・ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理部において、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとする。
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たない。反社会的勢力への対応については、「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、これを全グループ社員に徹底する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は、社内の文書保管規程に則り、取締役会、経営会議等の議事録や重要な意思決定及び職務執行についての文書等の保存、管理を行うこととする。
 - ・ 情報の管理については当社のセキュリティポリシーに則り行うこととする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 会社の経営上のリスク管理全体に対し迅速かつ的確に対応出来るように、社長を委員長とする「危機対策委員会」を設け、様々な危機発生に備えることとする。

- ・ 有事においては「危機管理基本マニュアル」に従い、会社全体として対応することとする。
 - ・ 情報セキュリティ面に関しては特に重視し、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を受け、「セキュリティ委員会」を常置させ、情報セキュリティの全社統制を行うこととする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 毎月1回開催する定例取締役会の他に、必要に応じ臨時取締役会を開催し重要事項の決定、及び取締役の職務執行状況を監督する。
 - ・ 取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、計画を達成するため取締役の職務権限と担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
 - ・ 取締役会の他に審議の迅速化、適正化を図るために適宜開催する経営会議を設け、取締役会で決定した基本方針に基づき、職務執行及び計画の審議を行い意見集約と意思決定を行うこととする。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・ 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行うこととする。グループ会社の中期経営計画及び年度予算は当社の取締役会で承認することとし、計画の進捗状況について定期的に取締役会において報告を受ける。
 - ・ コンプライアンスに関する規程及び内部通報制度についてはグループ会社共通のものとして運用し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
 - ・ グループ会社に対しては、内部監査室が定期的に監査を実施するとともに業務の適正を確保する体制を整備する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性を維持する体制
- ・ 監査役会を補助するためのスタッフを他部署との兼務で配置し、適宜、監査役の業務補助を行うこととする。
 - ・ 監査役会スタッフの選任、異動については、事前に監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役は、当社及び企業グループにとって業務上重要な事項については、ただちに監査役に報告する義務を負う。
 - ・ 監査役は取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、重要書類の閲

覧や意思決定の過程や職務執行に係ることにつき、必要に応じ意見・質問などを行うこととする。

- ・内部監査室は監査役との密接な連携を保つよう「内部監査規程」に定め、監査役の監査の実効性確保を図る。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、積極的な事業展開のための内部留保、財務バランス等を総合的に勘案の上、継続的かつ利益に応じた安定的な利益の配分を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の業績、及び次期以降の中長期的な事業展開等を慎重に検討いたしました結果、当事業年度（平成27年3月期）の期末配当につきましては、普通配当1株当たり6円とし、すでに実施済みの中間配当6円とあわせて年間配当は1株当たり12円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,260	流 動 負 債	10,997
現 金 及 び 預 金	10,142	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,088
受 取 手 形 及 び 営 業 未 収 入 金	2,044	一 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,517
有 価 証 券	3	未 払 金	431
販 売 用 不 動 産	12,044	未 払 法 人 税 等	675
仕 掛 販 売 用 不 動 産	16,236	未 払 消 費 税 等	137
未 成 工 事 支 出 金	13	預 り 金	1,489
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	18	賞 与 引 当 金	140
前 渡 金	62	そ の 他	516
繰 延 税 金 資 産	303	固 定 負 債	5,650
そ の 他	395	長 期 借 入 金	2,920
貸 倒 引 当 金	△3	退 職 給 付 に 係 る 負 債	309
固 定 資 産	3,095	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	726
有 形 固 定 資 産	1,473	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	1,608
建 物 及 び 構 築 物	796	長 期 預 り 金	64
土 地	594	そ の 他	20
そ の 他	82	負 債 合 計	16,647
無 形 固 定 資 産	79	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,542	株 主 資 本	27,680
投 資 有 価 証 券	305	資 本 金	2,774
繰 延 税 金 資 産	157	資 本 剰 余 金	3,054
そ の 他	1,090	利 益 剰 余 金	22,140
貸 倒 引 当 金	△10	自 己 株 式	△289
資 産 合 計	44,356	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	28
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28
		純 資 産 合 計	27,708
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,356

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年 4月1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		40,151
売 上 原 価		29,549
売 上 総 利 益		10,601
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,963
営 業 利 益		4,638
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	2	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	1	
違 約 金 収 入	41	
助 成 金 収 入	5	
そ の 他	6	61
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
そ の 他	7	74
経 常 利 益		4,625
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	87	87
特 別 損 失		
会 員 権 評 価 損	2	2
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,710
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,605	
法 人 税 等 調 整 額	189	1,794
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		2,916
当 期 純 利 益		2,916

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,774	3,054	19,704	△15	25,518
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△480		△480
当 期 純 利 益			2,916		2,916
自 己 株 式 の 取 得				△274	△274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,435	△274	2,161
当 期 末 残 高	2,774	3,054	22,140	△289	27,680

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	16	16	25,534
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△480
当 期 純 利 益			2,916
自 己 株 式 の 取 得			△274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	11	11
当 期 変 動 額 合 計	11	11	2,173
当 期 末 残 高	28	28	27,708

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社エフ・ジェー・コミュニティ
株式会社レジテックコーポレーション
FJリゾートマネジメント株式会社
株式会社アライドライフ
株式会社玉峰館
株式会社玉峰

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 台灣益富傑股份有限公司
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- 持分法を適用していない非連結子会社の状況
- ・ 持分法を適用していない非連結子会社の名称 台灣益富傑股份有限公司
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度に新たに取得した株式会社玉峰館及び株式会社玉峰を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其の他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ハ. たな卸資産

・ 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物11～44年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

販売用不動産の売上高及び売上原価の計上は引渡基準によっておりますが、連結子会社の融資を伴う販売用不動産については、未回収の債権相当額に対応する販売利益を繰延処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ、重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金の支払利息
- ・ヘッジ方針 借入金の金利の変動によるリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- ・ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象及びヘッジ手段について、ヘッジ取引の事前、事後に個別取引ごとにヘッジ効果を検証しておりますが、契約内容等によりヘッジの高い有効性が認められている場合には有効性の判断を省略しております。

ロ、消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。また、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用としております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	13,441百万円
建物及び構築物	444百万円
土地	376百万円
計	14,262百万円

② 担保に係る債務

一年以内返済予定の長期借入金	6,517百万円
長期借入金	2,920百万円
計	9,438百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 794百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) たな卸資産の簿価切下額

売上原価には収益性の低下に伴うたな卸資産の簿価切下額8百万円が含まれております。

(2) 販売用不動産利益繰延額（純額）

売上原価には販売用不動産利益繰延額35百万円が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	34,646	－	－	34,646

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	70	600	－	670

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加600千株であります。

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	276百万円	8円	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月4日 取締役会	普通株式	203百万円	6円	平成26年9月30日	平成26年12月8日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年6月25日開催の第35回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	203百万円	利益剰余金	6円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、後述するリスクを低減するための取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主管部門及び経理部において、相手先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜相手先の信用状況等を把握する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、主として債券及び株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、経理部において、債券及び株式については四半期ごとに時価を把握し、その他については、発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は主にプロジェクト用地の仕入資金であります。

長期預り敷金保証金は、当社グループが管理するマンションの入居者からの預り敷金であり、入居者が退去する際に返還義務を負うものであります。

営業債務、借入金、及び長期預り敷金保証金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、会社ごとに月次で資金繰計画を作成し、適宜更新するなどの方法により管理しております。なお、長期預り敷金保証金はその性質に鑑み、運転資金等には充当せず、預金により保全しております。

デリバティブ取引は、変動金利支払の借入金について、将来の金利上昇によるリスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、市場金利の変動によるリスクを有しております。金利関連のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。また、稟議決裁で承認された取引を経理部で実行及び管理を行っており、その取引結果は定時取締役会の報告事項となっております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表価額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	10,142	10,142	－
②受取手形及び 営業未収入金	2,044	2,049	5
③有価証券及び 投資有価証券	204	204	－
資産計	12,392	12,397	5
④支払手形及び 買掛金	1,088	1,088	－
⑤一年以内返済予定の 長期借入金	6,517	6,517	－
⑥長期借入金	2,920	2,920	－
⑦長期預り敷金保証金	1,608	1,589	△19
負債計	12,135	12,116	△19

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び営業未収入金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、個別債権ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引先金融機関等から提示された価格によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤一年以内返済予定の長期借入金、並びに⑥長期借入金

借入金の金利は変動金利によっており、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金は返還するまでの預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

⑧デリバティブ取引

期末残高がないため、該当事項はありません。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式等	104

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、③有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 815円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円60銭 |

8. その他の注記

(企業結合等関係)

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 GMOクリック・インベストメント株式会社

事業の内容 老舗温泉「玉峰館」の事業再生、企業出資等

②企業結合を行った主な理由

GMOクリック・インベストメント株式会社は、静岡県賀茂郡河津町の温泉旅館「玉峰館」を所有し、同社の100%子会社である株式会社玉峰が同旅館の経営を行っております。

一方、当社グループは、平成20年7月に静岡県伊東市に27室の温泉旅館「伊東遊季亭」を、平成24年9月に同じ伊東市内に5室の小規模高級温泉旅館「伊東遊季亭 川奈別邸」をリニューアルオープンし、これまで伊豆エリアにおいて旅館事業を推進してまいりました。

当社グループが「玉峰館」を取得し経営することで、既存経営旅館とのシナジー効果等により、伊豆エリアにおける旅館事業の業績拡大に貢献するものと判断し、同社を当社の子会社とすることといたしました。

③企業結合日

平成27年3月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社玉峰館

⑥取得した議決権比率

企業結合日前に所有していた議決権比率 0.0%

企業結合日に取得した議決権比率 100.0%

取得後の議決権比率 100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得したため。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を当連結会計期間末としているため、当連結累計期間に係る連結損益計算書には、被取得企業の業績は含めておりません。

(3) 被取得企業の取得原価

取得原価 300百万円

(4) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

①発生した負ののれん発生益の金額

87百万円

②発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式の取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として特別利益に計上しております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 54百万円

固定資産 528百万円

資産合計 583百万円

流動負債 55百万円

固定負債 140百万円

負債合計 195百万円

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,347	流 動 負 債	8,774
現 金 及 び 預 金	6,207	支 払 手 形	649
営 業 未 収 入 金	54	買 掛 金	10
有 価 証 券	3	一年以内返済予定の長期借入金	6,507
販 売 用 不 動 産	12,077	未 払 金	367
仕 掛 販 売 用 不 動 産	15,499	未 払 費 用	139
貯 蔵 品	13	未 払 法 人 税 等	517
前 渡 金	62	未 払 消 費 税 等	66
未 収 入 金	6	前 受 金	63
前 払 費 用	349	預 り 金	167
関係会社短期貸付金	800	賞 与 引 当 金	97
繰 延 税 金 資 産	269	そ の 他	187
そ の 他	5	固 定 負 債	3,811
貸 倒 引 当 金	△3	長 期 借 入 金	2,800
固 定 資 産	3,957	退 職 給 付 引 当 金	241
有 形 固 定 資 産	886	役員退職慰労引当金	717
建 物	399	長期預り敷金保証金	11
構 築 物	30	長 期 預 り 金	41
車 両 運 搬 具	0	負 債 合 計	12,586
工具、器具及び備品	47	純 資 産 の 部	
土 地	408	株 主 資 本	26,690
無 形 固 定 資 産	56	資 本 金	2,774
ソ フ ト ウ ェ ア	23	資 本 剰 余 金	3,054
そ の 他	32	資 本 準 備 金	2,738
投資その他の資産	3,014	そ の 他 資 本 剰 余 金	316
投 資 有 価 証 券	231	利 益 剰 余 金	21,150
関 係 会 社 株 式	774	利 益 準 備 金	27
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	800	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,122
長 期 前 払 費 用	647	別 途 積 立 金	14,800
保 険 積 立 金	21	繰 越 利 益 剰 余 金	6,322
敷 金 及 び 保 証 金	300	自 己 株 式	△289
繰 延 税 金 資 産	127	評 価 ・ 換 算 差 額 等	28
そ の 他	122	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28
貸 倒 引 当 金	△10	純 資 産 合 計	26,718
資 産 合 計	39,304	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,304

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,729
売 上 原 価		27,921
売 上 総 利 益		8,807
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,088
営 業 利 益		3,718
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	362	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	1	
経 営 指 導 料	45	
違 約 金 収 入	41	
そ の 他	5	471
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
そ の 他	7	74
経 常 利 益		4,115
特 別 損 失		
会 員 権 評 価 損	2	2
税 引 前 当 期 純 利 益		4,113
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,312	
法 人 税 等 調 整 額	194	1,507
当 期 純 利 益		2,606

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,774	2,738	316	3,054	27	11,800	7,196	19,024	△15	24,838
当 期 変 動 額										
別 途 積 立 金 の 積 立						3,000	△3,000	－		－
剰 余 金 の 配 当							△480	△480		△480
当 期 純 利 益							2,606	2,606		2,606
自己株式の取得									△274	△274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	3,000	△874	2,125	△274	1,851
当 期 末 残 高	2,774	2,738	316	3,054	27	14,800	6,322	21,150	△289	26,690

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	16	16	24,854
当 期 変 動 額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△480
当 期 純 利 益			2,606
自己株式の取得			△274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	11	11
当期変動額合計	11	11	1,863
当 期 末 残 高	28	28	26,718

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

③ たな卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ. 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 11～44年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
販売用不動産の売上高及び売上原価の計上は引渡基準によっておりますが、連結子会社の融資を伴う販売用不動産については、未回収の債権相当額に対応する販売利益を繰延処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金の支払利息
- ハ. ヘッジ方針 借入金の金利の変動によるリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象及びヘッジ手段について、ヘッジ取引の事前、事後に個別取引ごとにヘッジ効果を検証しておりますが、契約内容等によりヘッジの高い有効性が認められている場合には有効性の判断を省略しております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。また、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用としております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	13,441百万円
建物	268百万円
土地	261百万円
計	13,971百万円

② 担保に係る債務

一年以内返済予定の長期借入金	6,507百万円
長期借入金	2,800百万円
計	9,307百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 695百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権	57百万円
② 長期金銭債権	8百万円
③ 短期金銭債務	3百万円
④ 長期金銭債務	0百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	64百万円
② 仕入高	1,392百万円
③ 販売費及び一般管理費	75百万円
④ 営業取引以外の取引高	416百万円

(2) 販売用不動産利益繰延額(純額)

売上原価には販売用不動産利益繰延額35百万円が含まれております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	70	600	－	670

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加600千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
(流動資産の部)	
未払事業税	42百万円
賞与引当金	32百万円
減価償却の償却超過額	20百万円
貸倒引当金	1百万円
預り家賃相当額否認	146百万円
その他	103百万円
小計	345百万円
評価性引当額	△76百万円
計	269百万円
(固定資産の部)	
土地評価損	23百万円
減損損失	31百万円
会員権評価損	5百万円
退職給付引当金	78百万円
役員退職慰労引当金	232百万円
貸倒引当金	0百万円
減価償却の償却超過額	7百万円
預り家賃相当額否認	151百万円
関係会社株式評価損	178百万円
その他	9百万円
小計	717百万円
評価性引当額	△576百万円
計	141百万円
繰延税金資産合計	410百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13百万円
計	△13百万円
繰延税金資産（負債）の純額	396百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は35百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱エフ・ジェー・コミュニティ	50	不動産管理事業	所有 100.0	3人	当社の管理	配当金受取	360	－	－
子会社	㈱レジテックコーポレーション	200	建設事業	所有 100.0	4人	当社商品の建設	資金の付 貸	800	関係会社短期貸付金	800
子会社	FJリゾートマネジメント㈱	33	旅館事業	所有 100.0	3人	当社保有旅館の賃貸	当有施設 旅館の賃 貸	55	－	－
子会社	㈱アライドライフ	50	不動産開発事業	所有 100.0	1人	当社商品販売に係る金融サービス	資金の付 貸	200	関係会社長期貸付金	800

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ㈱エフ・ジェー・コミュニティからの受取配当金については、同社の財務内容及び資本政策等を勘案し、決定しております。
- (2) 資金の貸付に係る利率については、市場金利及び当社の調達金利を勘案して決定しております。
- (3) FJリゾートマネジメント㈱への当社保有旅館施設の賃貸料については、当該施設への資本投下額及び同旅館の運営収支を勘案して、双方協議の上、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 786円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 76円50銭 |

8. その他の注記

連結注記表8.その他の注記に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社 エフ・ジェー・ネクスト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村俊克	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤栄司	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフ・ジェー・ネクストの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフ・ジェー・ネクスト及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社エフ・ジェー・ネクスト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村俊克	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤栄司	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフ・ジェー・ネクストの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

株式会社エフ・ジェー・ネクスト 監査役会

常勤監査役 大 島 洋 二 ㊟

社外監査役 鈴 木 清 ㊟

社外監査役 高 場 大 介 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、積極的な事業展開のための内部留保、財務バランス等を総合的に勘案の上、継続的かつ利益に応じた安定的な利益の分配を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の業績、及び次期以降の中長期的な事業展開等を慎重に検討いたしました結果、第35期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は203,853,858円となります。
また、中間配当として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、
当期の年間配当金は1株につき12円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下、当該法律による改正後の会社法を、「改正会社法」といいます。）により新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。また、改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該定款変更にかかる議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。

その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

本議案による定款一部変更は、本総会終結の時をもってその効力が生ずるものといたします。

（下線は変更部分であります）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 （員数） 第17条 当会社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 （新設） （選任方法） 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第4章 取締役および取締役会 （員数） 第17条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> （選任方法） 第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
2～3 (条文省略) (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) <u>2. 増員または補欠として選任された</u>取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	2～3 (現行どおり) (任期) 第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第20条～第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第20条～第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(取締役会の決議方法等) 第24条 (条文省略) 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2. (条文省略) 第26条 (条文省略) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の決議方法等) 第24条 (現行どおり) 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2. (現行どおり) 第26条 (現行どおり) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> 第29条 当社は、監査等委員会を置く。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。	(削除)
<u>(員数)</u> 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(選任方法)</u> 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(削除)

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)	第<u>32</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第<u>44</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)	第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)
(新設)	附 則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当会社は、第35回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役全員（9名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	肥 田 幸 春 (昭和27年5月3日生)	昭和55年 7 月 当社設立、代表取締役就任 平成元年 8 月 当社取締役 平成 9 年 2 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) F J リゾートマネジメント㈱代表取締役社長 ㈱玉峰館代表取締役社長	7,710,800株
2	益 子 重 男 (昭和36年6月25日生)	平成 3 年 5 月 当社入社 平成14年 2 月 当社取締役営業本部長兼第 1 営業部長 平成19年 6 月 当社常務取締役営業本部長兼新宿支社長 平成24年 6 月 当社専務取締役営業本部長 平成24年10月 当社専務取締役営業本部長兼コンサルティング事業部長 平成27年 4 月 当社専務取締役営業本部長 (現任)	225,000株
3	伊 藤 康 雄 (昭和39年5月13日生)	昭和61年 2 月 当社入社 平成 2 年 3 月 当社取締役営業部長 平成17年 1 月 当社取締役営業本部長 平成17年10月 当社取締役 平成22年 1 月 当社取締役営業推進本部長 平成25年 4 月 当社取締役営業推進部長（現任）	171,600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	田 中 貴 久 (昭和39年1月29日生)	昭和63年 4 月 当社入社 平成14年 2 月 当社取締役第2営業部長 平成17年 1 月 当社取締役東京支社長 平成18年 2 月 当社取締役 平成25年 4 月 当社取締役レジデンス事業部長 (現任)	61,600株
5	加 藤 祐 司 (昭和34年4月25日生)	昭和57年 4 月 東海興業(株)入社 平成12年 7 月 当社入社 平成20年 6 月 当社取締役開発事業本部長兼開発部長 平成25年 4 月 当社取締役開発事業部長 (現任)	35,200株
6	永 井 敦 (昭和31年8月25日生)	昭和50年 4 月 (株)三和銀行 (現、(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成18年 5 月 同行新宿支店長 平成22年 4 月 当社入社 管理本部長兼業務部長 平成22年 6 月 当社取締役管理本部長兼業務部長 平成24年 4 月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 平成26年 5 月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)レジテックコーポレーション代表取締役社長	24,000株
7	小 池 一 朗 (昭和29年6月10日生)	昭和52年 4 月 三井観光開発(株) (現、(株)グランビスタ ホテル&リゾート) 入社 平成13年 3 月 同社人事部長 平成17年 1 月 (株)アストロリサーチ入社 平成17年 6 月 同社取締役 平成19年 1 月 当社入社 総務部長 平成22年 6 月 当社取締役経営企画室長兼総務部長 平成24年 4 月 当社取締役総務部長 平成26年 5 月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 平成26年 6 月 当社取締役管理本部長兼総務部長 (現任)	2,800株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
8	對 馬 徹 (昭和36年9月29日生)	平成 6 年 3 月 当社入社 平成16年 4 月 当社東京支社長 平成17年 1 月 当社第 3 営業部長 平成18年 4 月 当社第 1 営業部長 平成25年 6 月 当社取締役第 1 営業部長 平成27年 4 月 当社取締役営業本部副本部長兼 コンサルティング事業部長 (現任)	46,200株
※9	山 本 辰 美 (昭和34年9月28日生)	昭和57年 4 月 平和生命保険㈱ (現、マスミュー チュアル生命保険㈱) 入社 平成16年 3 月 同資金・事業費管理部長 平成17年 6 月 当社入社 経理部部長代理 平成17年10月 当社経理部長 平成20年 4 月 当社経理部長兼内部統制推進室長 平成23年 4 月 当社管理本部副本部長兼総務部長 平成24年 4 月 当社業務部長 平成26年 6 月 当社執行役員経営企画室長兼業務 部長 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱アライドライフ代表取締役社長	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては監査等委員である取締役(以下「監査等委員」といいます。)3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	大島 洋二 (昭和25年7月17日生)	昭和55年7月 当社取締役 平成14年2月 当社専務取締役 平成17年12月 ㈱レジテックコーポレーション代表取締役 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	270,880株
2	鈴木 清 (昭和20年11月4日生)	昭和45年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和58年10月 鈴木公認会計士事務所開業 平成12年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 鈴木公認会計士事務所所長 公認会計士・税理士 日栄工業㈱社外取締役 ㈱ディスカバリー代表取締役	151,600株
3	高場 大介 (昭和31年12月2日生)	昭和63年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 平成3年4月 高場法律事務所入所 平成16年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 高場法律事務所 弁護士 緑産業㈱監査役	1,000株

(注) 1. 各監査等委員候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 鈴木清氏、高場大介氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、鈴木清氏及び高場大介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届ける予定であります。

3. 鈴木清氏を社外取締役として選任する理由は、公認会計士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を、当社の経営及び監査に活かしていただくためであります。
4. 高場大介氏を社外取締役として選任する理由は、弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を、当社の経営及び監査に活かしていただくためであります。
5. 当社は、現任の社外監査役である監査等委員候補者鈴木清氏及び高場大介氏と、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。
6. 当社は、大島洋二氏、鈴木清氏、高場大介氏が本総会で選任された場合、当社と同氏3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結する予定であります。
7. 本定時株主総会後に開催される監査等委員会において、大島洋二氏が常勤の監査等委員として選定される予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員候補者は、次のとおりであります。

氏 （ 生 年 月 日 ）	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する当社の株式の数
小 澤 満 （ 昭 和 3 4 年 2 月 7 日 生 ）	昭和57年10月 千葉建設(株)（現、(株)リブラン）入社 平成20年10月 同社取締役執行役員社長 平成21年 9 月 (株)エフ・ジェー不動産販売（現、(株)エフ・ジェー・ネクスト）入社 伊豆高原支店長（現任）	－

- （注） 1. 小澤満氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小澤満氏は、監査等委員大島洋二氏の補欠として選任をお願いするものであります。
3. 小澤満氏が、監査等委員に就任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年6月25日開催の第23回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額700百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます畑尾幸憲氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
畑 尾 幸 憲 (昭 和 3 4 年 3 月 1 7 日 生)	昭和63年 2 月 当社入社 平成 3 年10月 当社取締役業務部長 平成14年 2 月 当社常務取締役管理本部長兼業務部長 平成22年 1 月 当社常務取締役 平成24年 6 月 当社専務取締役（現任） (重要な兼職の状況) (株)エフ・ジェー・コミュニティ代表取締役社長

以上

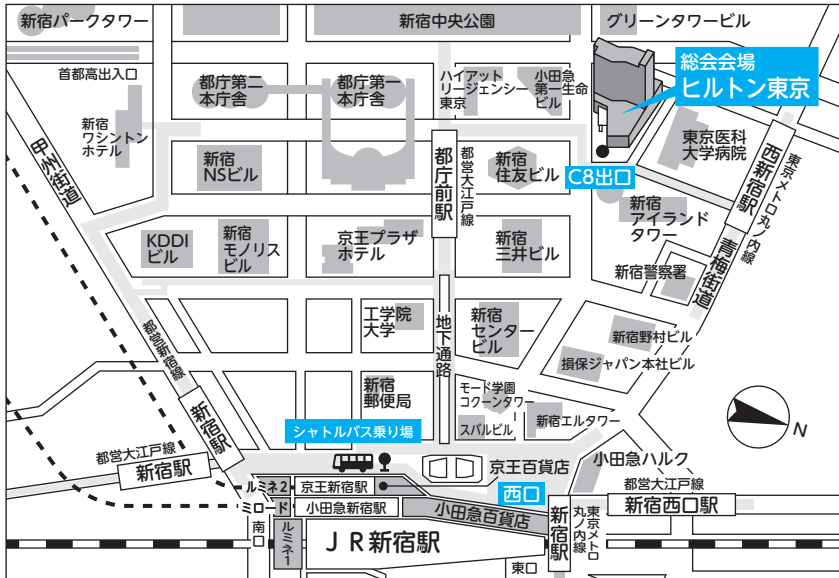
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

日時 平成27年6月25日（木）午前10時

会場 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京3階 大和の間



交通 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」（地下通路を通りC8出口より）… 徒歩約3分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」（地下通路を通りC8出口より）… 徒歩約3分
J R線、小田急線、京王線、地下鉄各線「新宿駅」（西口より）…… 徒歩約10分



●無料シャトルバスのご案内

ホテル専用のシャトルバスが新宿駅西口京王百貨店前のバス停21番乗り場より午前8時20分から20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。（当社株主総会の受付開始は午前9時でございます。）

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

